

環境経営レポート

活動期間 2023年4月1日～2024年3月31日

第7号



有限会社オーエン濱松

環境経営レポート発行日 2024年 6月 5日

目次

1. 企業理念、環境経営方針	…P.1
2. 組織の概要	…P.2
3. 実施体制	… P.3
4. 環境経営目標	… P.4
5. 環境経営目標の実績とその評価	… P.5
6. 環境経営計画	…P.6
7. 環境経営計画に基づき実施した取り組み内容・取組結果と その評価、次年度取組内容	… P.7
8. 法規制一覧①②	… P.8,9
9. 弊社の取り組み①②③④	… P.10,11,12,13
10. 代表者による全体の評価と見直し・指示	… P.14

企業理念

有限会社 オーエン濱松は、とび・土工 工事業、管 工事業、機械器具設置 工事業、解体 工事業を営む企業として、環境への影響を考慮し地域の環境保全に向けて環境負荷の軽減を図り、持続可能社会の構築を目指し全社員で自主的・積極的に環境経営に取り組み、より良い環境を次世代に引き継いでいきます

環境経営方針

1.環境に配慮した活動の目標を設定し、環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況を定期的に確認・評価し、環境経営のシステムを継続的に改善します

2.事業活動が環境に与える影響を把握し、環境保全に視点を置いた活動を推進します

・二酸化炭素排出量の削減

電気 ガソリン 軽油等の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減に取り組みます

・廃棄物の削減

建設工事に伴う産業廃棄物について、分別回収による資源回収の有効活用に努めます

建設リサイクル法に従い適切なリサイクルに努めます

・水使用量の削減

地下水を使用していますが、限りある資源なので大切に使用し、使用量についても削減に努めます

3.環境関連法令の遵守

当社事業活動に関連する環境関連の法規制を明確にし遵守します

4.社員が環境経営方針を理解し、それを周知徹底すると共に、この方針を掲示し

社員教育を計画的に実施、環境問題への意識向上を図ります

また、社外に環境経営レポートを公開し、利害関係者のみならず社会とのよりよいコミュニケーションを図っていきます

制定日 2018年 10月 27日

改訂日 2019年 5月 15日

代表取締役 久保下 城光

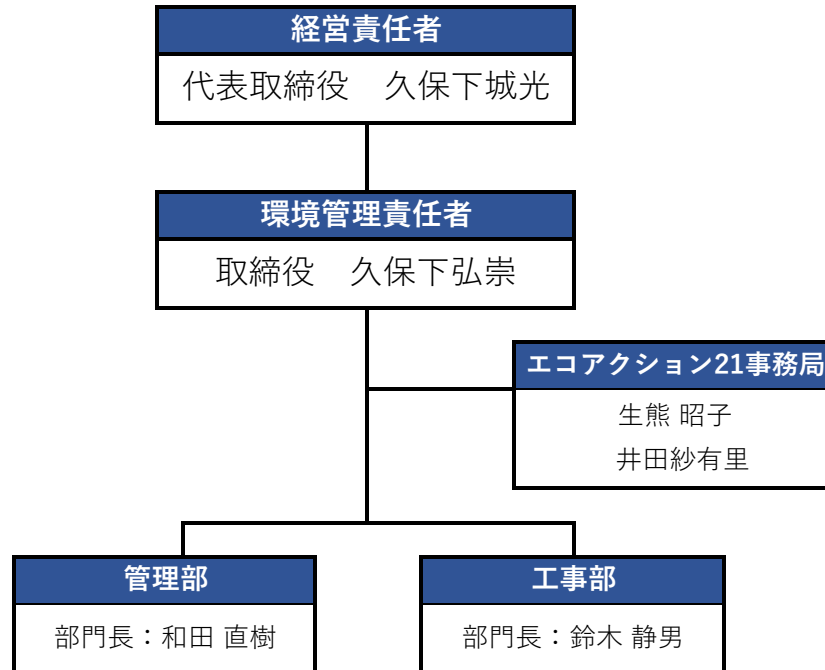
組織の概要

1. 事業者名 有限会社 オーエン濱松
2. 代表者氏名 久保下 城光
3. 所在地 本社：静岡県浜松市浜名区善地1074-2
常光機材センター：静岡県浜松市中央区常光10
4. 事業活動 建設業（とび・土工、管、機械器具設置、解体 工事業）
5. 従業員数 17名
6. 環境管理責任者 久保下 弘崇
連絡担当者 生熊 昭子
7. 連絡先 TEL 053-586-8300
FAX 053-586-8308
(E-Mail : ikuma@oen-h.co.jp)
8. 許可状況 建設業 静岡県知事（般-2）第 36304 号
建設工事 とび・土工、管、機械器具設置、解体
許可年月日 2020年8月31日 有効期限 2025年8月31日
産業廃棄物収集運搬業
静岡県 第02201167003号 令和4年7月24日許可 令和 9年 7月 23日有効期限
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物含む。)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物含む。)、紙くず、木くず、繊維くず 以上計7品目
愛知県 第02300167003号 令和6年8月 6日許可 令和 9年 1月 23日有効期限
汚泥（石綿含有産業廃棄物含む。水銀含有ばいじん等を除く。）廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物含む。）紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物含む。)がれき類(石綿含有産業廃棄物含む。)以上8品目
(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
9. 保有車両・機械 ☆大型ユニック車 3台 ☆大型平ボディー 1台
☆中型ユニック車 3台 ☆中型平ボディー 1台
☆準中型ユニック車 2台 ☆準中型平ボディー 4台
☆軽トラック車 1台
高所作業車(16mスカイデッキ・5.8m垂直昇降型) 各1台
ラフタークレーン (100t・25t・16t・13t) 各1台
※ ☆産業廃棄物収集運搬車
10. 事業の規模
 - ① 設立 静岡県浜松市浜名区新堀216-2 2005年 4月 1日
移転 静岡県浜松市浜名区善地1074-2 2010年 7月 6日
資本金 550万円
 - ② 事業規模

活動規模	単位	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
売上高	百万円	447	417	405	331	403	479
従業員	人	21	21	18	20	18	15
収集運搬量	t	46.5	58.3	26.16	58.7	61.9	67.8
本社事務所床面積	m ²	158	158	158	158	158	158
倉庫床面積	m ²	661.8	661.8	661.8	661.8	661.8	661.8
資機材置場	m ²	1,358	1,358	1,358	1,358	1,358	1,358

11. 事業年度 4月1日～翌年3月31日
12. 認証・登録の対象範囲（全組織、全活動）
活動 ：とび・土工、管、機械器具設置、解体 工事業
対象組織：本社・事務所・倉庫・資機材置場、常光機材センター

実施体制



役割・責任・権限	
代表者	環境経営に関する統括責任
	環境管理責任者の任命
	環境経営システムの運用に必要な経営資源の準備
	環境経営方針の策定、見直し及び全従業員へ周知
	経営における課題とチャンスの明確化
	効果的で十分な実施体制の構築、全従業員への周知
	環境経営目標、環境経営計画書を承認
	代表者による全体の評価と見直し
	環境経営レポートの承認
環境管理責任者	環境経営システムの構築、実施、管理
	環境関連法規の取りまとめ表を承認
	環境経営目標、環境経営計画を確認
	環境経営活動の取組結果を代表者へ報告
	環境経営レポートの確認
EA21事務局	環境管理責任者の補佐
	環境負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェック実施
	環境経営目標、環境経営活動原案の作成
	環境経営活動の実績集計
	環境関連法規等取りまとめ表の作成及び最新版管理
	環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施
	環境関連の外部コミュニケーションの窓口
	環境経営レポートの作成、公開
全従業員	環境経営方針の理解と環境への取組の重要性を自覚
	決められたことを守り自主的、積極的に環境活動へ参加

環境経営目標

2022年4月から2023年3月までの12ヶ月間、基準年の前年度期間実績をもとに
二酸化炭素排出量・廃棄物排出量の目標値は-1%とする。

1.運用期間(2023年4月～2024年3月)の環境経営目標

項目		単位	2020年度	2021年度	基準年	運用期間	
			2020年4月～ 2021年3月	2021年4月～ 2022年3月	2022年4月～ 2023年3月	2023年4月～2024年3月	
			実績値	実績値	基準値	目標削減率	目標値
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂	100,436	96,842	87,012	-1%	86,142
内約	電力	kWh	18,952	18,420	16,492	-1%	16,327
	ガソリン	L	3,385	3,535	2,842	-1%	2,814
	軽油	L	28,582	26,765	24,767	-1%	24,519
	建設現場の軽油	L	3,835	4,221	3,384	-1%	3,350
廃棄物	一般廃棄物排出量	kg	1,473	1,722	996	-1%	986
	産業廃棄物排出量	kg	55,495	90,448	65,930	分別を徹底し再資源化に努める	
	産廃リサイクル率	%	100	100	100	分別を徹底し再資源化に努める	
水使用量の把握		m ³	111	84	91	節水に努める	

1、「購入電力」の二酸化炭素排出係数は中部電力(2017年度)の調整後排出係数「0.472kg-CO₂/kWh」を使用した。

2.短期・中期の環境経営目標(通年)

項目		単位	基準年度	基準年 ～1年後	基準年 ～2年後	基準年 ～3年後	基準年 ～4年後
			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
			基準値	目標削減率			
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂	87,012	-1%	-2%	-3%	-4%
内約	電力	kWh	16,492	-1%	-2%	-3%	-4%
	ガソリン	L	2,842	-1%	-2%	-3%	-4%
	軽油	L	24,767	-1%	-2%	-3%	-4%
	建設現場の軽油	L	3,384	-1%	-2%	-3%	-4%
廃棄物	一般廃棄物排出量	kg	996	-1%	-2%	-3%	-4%
	産業廃棄物排出量	kg	65,930	分別を徹底し再資源化に努める			
	産廃リサイクル率	%	100	分別を徹底し再資源化に努める			
水使用量の把握		m ³	91	節水に努める			

環境経営目標の実績とその評価

1.運用期間（2023年4月～2024年3月）の環境目標の実績

項目		単位	基準期間	運用期間				
			2022年4月～2023年3月	2023年4月～2024年3月				
			基準値	目標削減率	目標値	実績値	実績削減率	評価
二酸化炭素排出量		kg - CO ₂	87,012	-1%	86,142	103,763	19.3%	×
内約	電力	kWh	16,492	-1%	16,327	16,855	2.2%	×
	ガソリン	L	2,842	-1%	2,814	3,977	39.9%	×
	軽油	L	24,767	-1%	24,519	25,504	3.0%	×
	建設現場の軽油	L	3,384	-1%	3,350	8,053	138.0%	×
廃棄物	一般廃棄物排出量	kg	996	-1%	986	768	-22.9%	○
	産業廃棄物排出量	kg	65,930	分別を徹底し再資源化に努める		79,420	20.5%	×
	産廃リサイクル率	%	100			57	-	×
水使用量の把握		m ³	91	節水に努める		92	1.1%	×

1、「購入電力」の二酸化炭素排出係数は中部電力(2017年度)の調整後排出係数「0.472kg-CO₂/kWh」を使用した。

2.評価：○は目標達成、△は未達成であるが理由が明確な場合、×は未達成で活動不十分な場合

評価と是正

- 電力** 事務所の部屋が増えた為電力が増えたように思う。
- ガソリン** 5,6月頃に畑薙、通年を通して市外で行う工事現場への下見が多く、ガソリン使用量があがってしまったと考えられる。仕方がないが停車時や休憩時のアイドリングストップの心がけを周知していきたい。
- 建設現場の軽油** クレーン作業を下請けに依頼することが多かったが、自社にて作業をする現場が増えたため。連日続く現場ではクレーンを現場に置かせて頂いたり軽油減量に努めたい。
- 産業廃棄物** 現場より機械を持ち帰り解体し処分する工事が多かった様に思う。仕事内容により左右されるが分別や再利用に取り組み再資源化に努める。
- 一般廃棄物** 社内で裏紙の活用など、一人一人の心持ちにより今回は評価できる結果となった。

環境経営計画

2023年4月～2024年3月

目的	区分	責任者	活動項目	スケジュール											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
二酸化炭素 排出量 の削減	電気 使用量	生熊	室内温度は冷房時28度、暖房時は22度を目安にエアコンの 設定温度を調節する												
			休憩所やトイレなどの電気を使用時のみ点灯する												
	営業車 工事車両	久保下 弘崇	不必要なアイドリングの禁止												
			急ブレーキ・急発進の禁止												
			移動距離を調べ、走行距離の短縮化を図る												
	重機	久保下 弘崇	不必要なアイドリングの禁止												
			急ブレーキ・急発進の禁止												
			移動距離を調べ、走行距離の短縮化を図る												
			クレーン等の経済運転、工程の配慮・工夫、無駄取り												
廃棄物 排出量 の削減	一般 廃棄物	井田	紙・缶・ペットボトル・電池等については、分別回収ボックス等 の設置によりごみの分別を徹底する												
			両面印刷や裏紙・封筒の再利用で紙使用量を削減し、排出時には 分別排出を行いペーパーリサイクル率を高める												
			古切手を回収しボランティア団体の活動資金として寄付する												
	産業 廃棄物	生熊	産業廃棄物分別作業を徹底する												
			マニフェストを発行し、適正処理に努める												
水使用量 の把握・削減		井田	水の使用場所には節水シールを貼り、水の使用量を減らす												
			社用車の洗車は必要最低限に止め、洗車時は節水に心がける												

環境経営計画に基づき実施した取組内容・取組結果とその評価
次年度取組内容

目的	区分	責任者	活動項目	評価		次年度の取組
				評価	内容	内容
二酸化炭素 排出量 の削減	電気 使用量	生熊	室内温度は冷房時27度+-1度、暖房時は23度+-1度を目安にエアコン設定温度を調節する	○	掲示し、徹底されている	継続実施
			休憩所やトイレなどの電気を使用時のみ点灯する	○	徹底されている	継続実施
	営業車 工事車両	久保下 弘崇	不必要なアイドリングの禁止	○	表示し、徹底されている	継続実施
			急発進・急ブレーキの禁止	○	表示し、徹底されている	継続実施
			移動距離を調べ、走行距離の短縮化を図る	○	徹底されている	継続実施
	重機	久保下 弘崇	不必要なアイドリングの禁止	○	表示し、徹底されている	継続実施
			急発進・急ブレーキの禁止	○	表示し、徹底されている	継続実施
			移動距離を調べ、走行距離の短縮化を図る	○	徹底されている	継続実施
			クレーン等の経済運転、工程の配慮・工夫、無駄取り	○	徹底されている	継続実施
廃棄物 排出量 の削減	一般 廃棄物	井田	紙・缶・ペットボトル・電池等については、分別回収ボックス等の設置と分別方法の「お知らせ」を作成・掲示し、ごみの分別を徹底する	○	表示し、徹底されている	継続実施
			両面印刷・裏紙利用・封筒再利用で紙使用量を削減し、排出時には分別排出を行い、ペーパーリサイクル率を高める	○	徹底されている	継続実施
			古切手を回収しボランティア団体の活動資金として寄付する	○	徹底されている	継続実施
	産業 廃棄物	生熊	産業廃棄物分別作業を徹底する	○	表示し、徹底されている	継続実施
			マニフェストを発行し、適正処理に努める	○	徹底されている	継続実施
水使用量 の把握・削減		井田	水の使用場所には節水シールを貼り、水の使用量を減らす	○	徹底されている	継続実施
			社用車の洗車は必要最低限に止め、洗車時は節水に心がける	○	徹底されている	継続実施

2.評価判定

○（良くできた）・△（まあまあできた）・×（できなかった）・－（実施が見送られた）

環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果
並びに違反・訴訟等の有無①

1.環境関連法規の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

確認日 2024年 4月 25日

確認者 久保下 城光

法規・条例・規制			適用内容または規制基準値	備考	遵守評価
義務	法令	廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び 清掃に関する法律)	一般廃棄物の収集運搬業者への 委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守	○
			産業廃棄物の適正保管	保管基準の遵守、保管場所の表示 (60cm×60cm 以上掲示) 廃棄物の悪臭・飛散防止	○
			産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○
			運搬又は処分を委託する場合の 処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結	○
			マニフェストの交付		○
			マニフェストの保管	A票5年間保管	○
			収集・運搬業者の管理票交付者への マニフェスト返却	B1票の90日以内の送付等	○
			マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○
			マニフェスト交付状況の知事報告	翌年6/30までに実績報告書提出	○
			管理票写しの送付がない時の 適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのB2(90日以内) D、E票(180日以内)の期間内返却	○
			産業廃棄物の収集運搬業の許可	県知事の許可	○
			産業廃棄物処理基準の順守	産業廃棄物収集運搬業者	○
			産業廃棄物の収集運搬業の 許可等変更	県知事の許可	○
		建設リサイクル法 (建設工事に係る 資材の再資源化等 に関する法律)	建設業者の責務	分別の励行、リサイクルの推進	○
			対象建設工事受注者又は 自主施工者の分別解体等の実施	解体工事-80㎡以上 新築・増築工事-500㎡以上 その他の工作物に関する工事	○
			対象建設工事の発注者又は 自主施工者の対象工事の届出	発注者に工事計画等を説明し工事着手 7日前までに市長に届出書を提出	○
			対象建設工事受注者の発注者への 届出事項の説明		○
			対象建設工事受注者の 再資源化等の実施		○
			対象建設工事の元請業者による発注 者への特定建設資材廃棄物の 再資源化工事等の完了報告	発注者への完了報告	○
			技術管理者の設置 (解体工事の監督)		○

環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果
並びに違反・訴訟等の有無②

法規・条例・規制			適用内容または規制基準値	備考	遵守評価
義務	法令	浄化槽法	浄化槽の保守点検及び清掃を実施	保守点検及び定期清掃の実施	○
			浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	○
			指定検査機関による水質に関する検査の実施	法定検査の実施（1回／年）	○
		家電リサイクル法 （特定家庭用機器 再商品化法）	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払い	指定家電（テレビ・冷蔵庫・テレビ・洗濯機）廃棄時のリサイクル料金の支払い	該当なし
		自動車リサイクル法 （使用済自動車の 再資源化等に関する法律）	使用済自動車の引渡義務		該当なし
			使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払い（廃車時）	
		フロン排出抑制法 （フロン類の使用の合理化 及び管理の適正化に 関する法律）	冷凍空調機器：全ての第一種特定機器が対象 自身での「簡易点検(3ヶ月に1回以上)」実施 電動機定格出力に応じ有資格者による「定期点検」		○
			第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務点検表用意 簡易点検の実施（3ヶ月に1度）	○
		リサイクル法（資源の有効な 利用の促進に関する法律）	指定再資源化製品のリサイクルへの協力（適正廃棄）	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	該当なし
		建設業法	国土交通大臣に対する一般建設業の許可の申請		○
			主任技術者の設置		○
			管理技術者の設置		○
条例	静岡県	静岡県産業廃棄物の適正な 処理に関する条例	産業廃棄物管理責任者の設置		○
			委託先の実地確認と記録の保存	現地確認記録の保管	○
	浜松市	浜松市産業廃棄物の適正な 処理に関する条例	事業者の責務	従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育	○
			事業者の産業廃棄物管理者の設置		○
			実地の確認		○
			産業廃棄物管理責任者の設置 産業廃棄物の不適正処理に係る措置等	運搬又は処分委託して産業廃棄物が不適正処理が行われ、又は行われるおそれのあることを知った時における処理業者に対する是正の要求及び必要な措置の実施等	○

2.違反・訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

確認日 2024年 5月 15日

確認者 久保下 弘崇

弊社の取り組み①

第5号様式

受付通知番号 50000740

浜松市指令産第260号
令和5年01月13日

有限会社オーエン濱松 御中

浜松市長 鈴木 康友

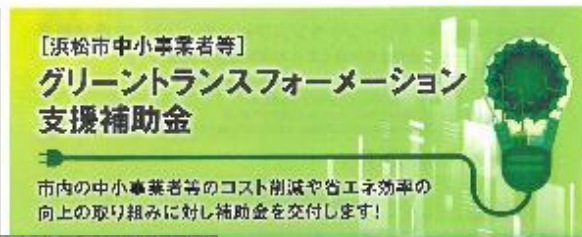
補助金交付決定通知書（事前申請用）

令和4年10月20日付で申請のあった浜松市中小事業者等グリーン・トランスフォーメーション支援補助金について、下記のとおり条件を付して交付します。

交付額 金 〇〇〇,〇〇〇 円

条件

- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合は運行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- 4 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。
- 5 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不適当と認められたときは、当該補助金の全部又は一部を返還を命ずる。
- 6 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）に基づく市長の指示に従うこと。
- 7 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたときは当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 8 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。



グリーン・トランスフォーメーション支援補助金を使用し、エアコンの省エネ化、二酸化炭素排出量の削減する取り組み



軍手やウエスは汚れたら捨てるではなく、洗濯し再利用



両面印刷や裏紙使用を積極的に行い、紙の使用量を減らす取り組み

弊社の取り組み②



ペットボトル・缶のゴミ
を分別し、リサイクルに
努める

不必要な箇所の電気を消
し、節電に努める



乾電池は中遠環境保全㈱と
産業廃棄物処理委託契約締
結し、リサイクルに努める

弊社の取り組み③



産業廃棄物は分別作業を徹底しマニフェスト必要に応じ発行し、適正処理に努める

段ボールは必ず分別し、リサイクル率100%！！



古切手を回収しボランティア団体の活動資金として寄付する



預託書		
物 品	古切手	寄附品
数 量	609	30枚

上記のとおり預託を受けました。

令和6年 4月 15日

法政大学経済学部 1074-2
TEL (057) 586-8800

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
会長 寺田 賢 次

有限会社 オズン 様

このたびは、あなたから寄附を本会に頂戴いただき、社会福祉の増進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
お預かりいたしました寄附は十分ご意匠を尊重して、活用させていただきます。

取
扱
者

弊社の取り組み④

株式会社 中野町チップ様へ現地視察実施

2022年11月4日に(株)中野町チップ,浜北工場様（浜松市浜北区竜南）へ現地視察で伺いました。



木材を一定量保管し、(株)中野町チップへ運搬

マニフェスト、処分許可証等
確認



処分場にて作業の流れを
確認

代表者による全体の評価と見直し・指示

作成者 生熊 昭子

承認者 久保下 弘崇

作成日 2024年4月30日

1 ・ 見 直 し 関 連 情 報	項 目		確認	必要に応じて評価・コメント記載
	1	エコアクション21文書	☑	記録・文書として作成しました。
	2	環境経営目標及び目標達成状況	☑	電力、ガソリン、軽油、建設現場の軽油、産業廃棄物量が未達成でした。
	3	環境経営計画及び取り組み実施状況	☑	継続して取り組みます。
	4	環境関連法規要求一覧及び遵守状況	☑	記録に記載いたしました。
	5	環境コミュニケーション受付表 (苦情等)・対応記録	☑	特に問題ありませんでした。
	6	問題点の是正・予防措置の実施状況	☑	記録に記載いたしました。
	7	その他 ()	☑	

2
・
代
表
者
に
よ
る
全
体
評
価
・
見
直
し
指
示

エコアクション21を活動して数年経過し、目標値を達成できない項目がでてきた。工事内容に左右される為注視しながら、目標が合わなくなるようなら変更も考えていきたい。今後も社員一同、環境への配慮に取り組んでいきたい。

2024年5月10日
有限会社 オーエン濱松
代表取締役 久保下城光

見直し項目		変更の 必要性	「有」の場合の指示事項等
1	環境経営方針	有・ ☐ 無	
2	環境経営目標	☒ 有・無	未達成の項目は電力、ガソリン、軽油、建設現場の軽油、産業廃棄物排出量。現場に左右されるが意識付けをしていく。
3	環境経営計画	有・ ☐ 無	
4	環境に関する組織（実施体制含め）	有・ ☐ 無	
5	その他のシステム要素	有・ ☐ 無	
6	その他（外部への対応）	有・ ☐ 無	